

宅地建物取引士 登録～宅地建物取引士証交付申請手続(フローチャート)

申請者

○郵送先 (各申請共通)
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県建築住宅課宅地審査担当

宮崎県

各手続に必要な手数料は、宮崎県収入証紙を購入の上用紙に貼付いただく必要がありますが、宮崎県外で宮崎県収入証紙を販売している場所はありません。県外在住で宮崎県収入証紙の購入が難しい方は、(一社)宮崎県職員互助会(0985-26-7264)にお問い合わせください。

○宅地建物取引士 登録申請

補正等手続は、申請者の法定講習受講手続などは省略

宮崎県で「宅地建物取引士資格試験」に合格

宅地建物取引士として宅地建物取引業に従事する予定がなければ、登録する必要はありません。登録しなくても試験の合格は有効です。必要になりましたら登録してください。

宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上

宅地建物取引士の登録は、
・本人が死亡(相続人が届出)
・欠格事由等に該当するようになった
・自主的に消除申請
に該当しない限り、有効です。
登録申請をする際は、過去に登録されたことがないか確認してください。

ある ↓
ない ↓
登録実務講習を受講 ※申請時から過去10年以内の受講に限る。

書類の作成 【様式第五号】登録申請書 等

書類一覧・順序 及び 記入例 参照

登録申請

原則、土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。ただし、県外在住者は郵送でも受け付けます。

審査・登録

登録通知

普通郵便はがきで、登録された住所宛てに通知します(電話連絡はしておりません)。

※登録されたことをもって「宅地建物取引士」とはなりません。宅地建物取引士とは「宅地建物取引士証の交付を受けた者」をいいます。

○宅地建物取引士証 交付申請

補正等手続は省略

宮崎県で宅地建物取引士の登録

登録のみ行い宅地建物取引士証の交付を受けていなかった場合又は宅地建物取引士証の更新を行わずに有効期限が切れた場合も、登録は引き続き有効です。宅地建物取引士証が必要になったときに、改めて法定講習を受講[※]し、新たな宅地建物取引士証の交付を受けてください。
※試験合格後1年以内の場合は受講不要

書類の作成 【様式第七号の二の二】宅地建物取引士証交付申請書 等

※宅地建物取引士証の交付を受けていない方は宅地建物取引士ではないので、宅地建物取引士としてすべき事務を行えません。(かつて宅地建物取引士証の交付を受けていたが、更新せずに有効期間を超えている方も同様)

新規。「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過していない ↓ している ↓
更新 ↓
宅地建物取引士証(主任者証)期限切れ ↓

※失効した宅地建物取引士証は、速やかに返納することが義務づけられています。

法定講習を受講 ※交付の申請前6月以内に行われるもの

書類一覧・順序 及び 記入例 参照

交付申請

(法定講習受講の場合は、受講後6月以内)

- ① 県内・県外在住で宮崎県で実施する法定講習を受講する方は、法定講習実施団体((一社)宮崎県宅地建物取引業協会(0985-26-4522)又は(公社)全日本不動産協会宮崎県本部(0985-24-2527))に申込と併せて提出してください。
- ② 県内在住で「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過していない方は、原則として土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ③ 県内在住で他都道府県で実施する法定講習を受講する方[※]は、受講の可否を法定講習実施団体にお尋ねください。法定講習受講後は、交付申請書に受講した旨の証明を受け、又は受講した旨の証明書を受領し、原則として土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ④ 県外在住で「宅地建物取引士資格試験」合格後1年を経過していない方は、郵送でも受け付けます。その場合、宅地建物取引士証は簡易書留で送付します。定型サイズの返信用封筒(簡易書留分の切手貼付(※金額は最新の情報を要確認)または赤色のレターバックプラスを同封してください)。
- ⑤ 県外在住で他都道府県で実施する法定講習を受講する方[※]は、受講の可否を法定講習実施団体にお尋ねください。法定講習受講後は、交付申請書に受講した旨の証明を受け、又は受講した旨の証明書を受領し、提出してください。(郵送でも受け付けます。その場合の対応は④と同様)。

※「他県受講許可願」の提出が必要。

宅地建物取引士証交付

審査・作成

宅地建物取引士として従事

- ① 原則として、法定講習受講後、即日交付されます。
- ②③ 電話連絡がありますので、提出した土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。
- ④⑤ 返信用封筒記載の住所に送付します。

宅地建物取引士証の有効期限がきた場合、その者は宅地建物取引士ではなくなります。そのため、その者が業者の専任の宅地建物取引士であった場合には、業者は変更届出を提出する必要があり、法第31条の3第1項の規定(従事者数に対する専任の宅地建物取引士の数の割合が5分の1以上とならなければならない)に抵触するに至ったときは、2週間以内に適合させるため必要な措置を執らなければならないので御注意ください。